



長野県報

5月28日(月)
平成24年
(2012年)
第2372号

目 次

告 示

福祉医療費給付事業補助金交付要綱の一部改正（健康福祉政策課）	1
都市計画事業の事業計画の変更の認可（都市計画課）	1
長野県収入証紙売りさばき人の指定の取消し（会計課）	1

公 告

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出及び届出書の縦覧（2件）（経営支援課）	2
大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出及び届出書等の縦覧（経営支援課）	3
家畜伝染病発生の届出（園芸畜産課）	3
県営土地改良事業計画の策定及び縦覧（2件）（農地整備課）	3
土地改良区役員の就退任の届出（農地整備課）	4
警備業法に基づく検定の実施（生活安全企画課）	4

告 示

長野県告示第413号

福祉医療費給付事業補助金交付要綱（昭和46年長野県告示第168号）の一部を次のように改正し、平成24年8月1日以降に行われる療養の給付等から適用します。

平成24年5月28日

長野県知事 阿部 守一

第3第2項第4号の表のア 障害者の項中「受給者の前年の所得の」を「受給者の前年（1月から7月までの療養の給付等については前々年。以下この表において同じ。）の所得の」に改め、同項中「課せられている場合」の次に「。この場合において、所得税法（昭和40年法律第33号）第84条の規定による扶養控除の額は、所得税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第6号）第1条の規定による改正前の所得税法の規定により計算した額として、所得税の額を計算するものとする。」を加える。

健康福祉政策課

長野県告示第414号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可しましたので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成24年5月28日

長野県知事 阿部 守一

1 施行者の名称

小諸市

2 都市計画事業の種類及び名称

小諸都市計画緑地事業 1号 大手門公園

3 事業施行期間

平成19年11月30日から

平成27年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

平成19年長野県告示第588号の事業地のうち相生町一丁目地内において事業地を変更する。

(2) 使用の部分

なし

都市計画課

長野県告示第415号

長野県収入証紙条例（昭和39年長野県条例第58号）第16条第2項の規定により、平成24年3月31日、次の売りさばき人の指定を取り消しました。

平成24年5月28日

長野県知事 阿部 守一

売りさばき人の 氏名（名称）	住 所	売りさばき場所
（社）長野県L.P. ガス協会 大北支 部	大町市大町1058-2 大町市大町1058-2	大町市大町1058-2 北安曇地方事務所商 工観光建築課内 （社）長野県L.P. ガス協会 大北支部

会計課